

インターネット接続サービス利用規約

インターネット接続サービス利用規約（以下「本規約」という。）は、NTT 西日本株式会社（以下「当社」という。）が提供するインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）について定めたものです。

（用語の定義）

第1条 本規約において使用される用語を以下のように定義します。

用語	用語の意味
入居者	本サービス提供のマンションに入居されている方
利用者	当社の定める申込方法により本サービスの利用申込を行い、承諾された入居者
本サービス用設備	本サービスの提供にあたって当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
マンション内設備	本サービスの提供にあたって利用するマンション内設備等
契約物件	当社が本サービスを提供するマンション等の集合住宅等
本サービス用設備等	本サービス用設備に加えて、当社が電気通信事業者から借り受ける設備
利用者設備	本サービスの利用にあたって利用者が設置する端末その他のネットワークインタフェース等の機器
ご利用開始日	利用契約の締結により当該利用者について本サービスの提供を開始する日
サービス解約日	利用契約の解約により当該利用者に対する本サービスの提供を廃止する日
お客様 ID	利用者を識別するための英字、数字の組合せであって当社が利用者に割り当てるもの
パスワード	お客様 ID と組み合わせて利用者とその他の者を識別するために用いる符号
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(本規約の範囲)

第2条 当社は当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款（以下「IP 約款」という。）及び本規約に基づき、本サービスを提供します（この規約に規定する料金その他の提供条件は、IP 約款第1条ただし書きに規定する別段の合意となるものです。）。また、利用者は当社が定める個別規定及びその他の規約（以下「その他規約」という。）がある場合には本規約に加え、当該その他規約に従うものとします。なお、本規約とその他規約との間に相違または矛盾がある場合は、その他規約が優先して適用されるものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には利用者の利用条件その他規約の内容は、改定後の規約を適用するものとします。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(通知)

第4条 当社から利用者への通知は、通知内容をメール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知をメールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力された日に行われたものとします。

(合意管轄)

第5条 当社と利用者間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第6条 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

(本サービスの利用者)

第7条 本サービスの利用者は、当社の定める方法により利用申込を行い承諾された入居者となります。

(本サービスの種類及び内容)

第8条 本サービスの内容及び提供条件は、IP 約款に規定する提供条件に代えて、本規約及び別表-1に定めるとおりとします。

2 前項サービス内容のうち、利用者が利用可能なサービス内容及び提供条件については、契約物件単位に当社が別に定めるものとします。

(利用申込及び変更申込)

第9条 本サービスの利用を希望する入居者は、本規約を承認していただいた上で当社の指定する方法で当社に対して利用契約を申し込みます。入居者は利用契約当事者として利用契約締結を申し込みます。入居者が20歳未満の場合、入居者が利用契約当事者として申し込むことができますが、当社が別途指定する書面により、親権者の同意を得ることが必要となります。また、利用者は本サービス申込内容に変更が生じた場合、当社の定める方法により当社に対し変更申込を行うこととします。

(承諾)

第10条 当社は、前条(利用申込及び変更申込)に規定された方法による申込に対し、当社の定める方法により承諾の通知を発信し、同時にサービスの提供を開始します。なお次の項目のいずれかに該当する場合には、当社は本サービスの利用の申込を承諾しない場合があります。

- (1) 入居者が本サービス申込に際し虚偽の申告をした場合
- (2) 本サービスを提供しているマンションの入居者以外からの申込の場合
- (3) 本サービスの提供が業務上または技術上著しく困難であると当社が認めた場合
- (4) 本サービスの申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(利用者による解約)

第11条 本サービスの解約を希望する利用者は当社の指定する方法で事前に当社に対して解約の申込を通知することにより利用契約を解約できるものとします。ただし、電気通信事業法26条の3に基づく初期契約解除の場合(この場合には利用者は工事費相当額の支払義務を負います。)を除き、本サービスの利用開始日を含む月の解約はできないものとします。

- 2 本サービス提供のマンションからの転居などにより、利用者が本サービスを利用することができなくなった場合は、当該利用者の利用契約は終了するものとし、利用者は転居の旨を当社に対し当社の指定する方法により通知するものとします。
- 3 利用者が前項の通知を怠った場合、利用者は当社に対し利用契約終了の旨を主張することはできないものとします。
- 4 解約時まで利用者が本サービスの利用により発生した全ての債務は、解約後といえども存続し、利用者は当社に対し、その債務の履行義務を負うこととなります。また、当社は、既に支払われた利用料金等の払い戻し義務を一切負わないと伴に、解約に伴って利用者は当社に対して、なんらかの請求権を取得しないものとします。

(利用資格の喪失および当社による解約)

第12条 利用者は、次の項目のいずれかに該当する場合、本サービスの利用資格を喪失します。なお当社は、利用者が本サービスの利用資格を喪失した場合、第11条(利用者による解約)の定めにかかわらず、事前に通知することなく、直ちに当該利

用者の利用契約を解除できるものとします。

- (1) 利用者が本サービス提供のマンションの入居者でなくなった場合
 - (2) 利用者が第 19 条（禁止事項）の各号のいずれかに該当する場合、また第 19 条（禁止事項）のいずれかに該当すると当社が判断した場合
 - (3) 第 13 条（利用料金等）に定める本サービスの利用料金および本サービスに付随する有料付加サービスの利用料金等のその他債務の支払いを怠った場合
 - (4) 不正の目的をもって本サービスを利用した場合
 - (5) 利用者において破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立があった場合
 - (6) 当社から第 20 条（利用者の禁止事項による利用の制限、中止・停止）の第 2 項の（1）、（2）、または（3）の各号のいずれかの要求を受けたにもかかわらず、要求に応じない場合
 - (7) 利用者に対して 3 ヶ月以上、連絡不能となった場合。ただし連絡不能となった理由が当社の責めに帰すべき場合、もしくは不可抗力による場合はこの限りではない。
 - (8) その他、当社が利用者として不相当と判断した場合
- 2 前項により利用契約を解除された場合、当該利用者であった者は、当該時点で発生している本サービスに関わるすべての債務を、ただちに当社が指定する方法により支払うものとします。
- 3 当社は、利用者が当社により利用契約を解除された場合においても、利用者によって既に支払われた本サービスの利用料金等を返納する義務を負わないものとし、また利用者が被った損害についても一切責任を負わないものとします。

（利用料金等）

第 13 条 当社は利用者に対して当社が別に定める条件に従い、本サービスの利用料金（以下「サービス利用料金」という。）を適用します。

- 2 利用者は決済方法としてクレジットカードまたは口座振替を使用することとし、当該クレジットカードの利用規約、預金口座振替利用規定に従うものとします。この場合において、利用者は当社が本条 1 項に規定するサービス利用料金を、利用者が指定するクレジットカード会社（以下「カード会社」という。）または、当社が指定する代金回収代行業者（以下「代金回収業者」という。）を通じて徴収することを承認して頂きます。
- 3 利用者がクレジットカードによるサービス利用料金の支払いを行う場合、当社がサービス利用料金の徴収目的に必要な範囲で、利用者の氏名、住所、クレジットカードの会員番号、有効期限、名義、及び利用者が支払うべき本サービス利用料金等、利用者の情報をカード会社に開示することに同意するものとします。
- 4 利用者が口座振替によるサービス利用料金の支払いを行う場合、当社がサービス利用料金の徴収目的に必要な範囲で、利用者の氏名、住所、口座情報（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）を代金回収業者に開示することに同意するものとします。
- 5 クレジットカードの名義人または口座振替の口座名義人は原則的に利用者と同じと

していただきますが、これが異なる場合、クレジットカード名義人または口座振替の口座名義人が支払いを拒む等の紛争が生じたときにおいては、利用者は当該紛争期間中は利用者としての資格を有しないものとし、本サービスの利用はできないものとなります。

- 6 利用者は、サービス利用料金の請求金額に異議ある場合、その請求をうけてからあるいは開示をうけてから 30 日以内に当社にその旨を書面により通知するものとします。この期間が経過した場合は、利用者は請求代金について承諾したものとします。
- 7 利用者は開始日を含む月のサービス利用料金は無料とします。
- 8 当社は本サービス解約日を含む月のサービス利用料金はこれを返納しないものとします。
- 9 利用者は NTT メディアサプライ株式会社（以下、「請求事業者」という。）が当社の代理人として、サービス利用料金の回収をすることに承諾していただきます。
- 10 利用者は料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

（お客様 ID 及びパスワード）

- 第 14 条 当社は、申込に対する承諾を行った利用者に対し本サービス利用時に必要となるお客様 ID 及びパスワードを付与するものとします。
- 2 利用者は、お客様 ID を第三者に貸与、第三者と共有しないものとします。
 - 3 利用者は、お客様 ID に対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。
 - 4 利用者は、利用者のお客様 ID 及びパスワードにより本サービスが利用されたときには、利用者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または過失によりお客様 ID またはパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

（遅延利息）

- 第 15 条 利用者は、請求代金に関して、その支払い期日までに支払いを行わない場合には、支払い期日の翌日から起算して支払い日まで、年 14.5%の割合で計算される全額を延滞利息として、当該債務とあわせて当社に対して当社が指定する方法で利用者が支払うものとします。

（本サービスの運営、故障等）

- 第 16 条 利用者は本サービスの利用中に異常が発生した場合、もしくは異常を感じた場合は、利用者設備等に故障が無いことを確認の上、当社が別に指定するお客様窓口（以下、「ヘルプデスク」といいます。）へ速やかに連絡をするものとします。
- 2 当社は、前 1 項に定める連絡を受けた場合、当社の設備に関する故障の有無について検査を行い、当社の原因による故障を発見した場合は速やかに補修するものとします。

- 3 前2項において、当社の設備に関する故障の原因が、利用者の過失による場合、復旧に係る費用については、利用者の実費とします。

(本サービス用設備等の故障)

第17条 当社は、本サービスの提供または利用について故障があることを知ったときは、可能な限りすみやかに利用者にその旨を通知するものとします。

- 2 当社は、当社の設置した本サービス用設備に故障が生じたことを知ったときは、速やかに本サービス用設備を修理または復旧します。
- 3 当社は、本サービス用設備等のうち、インターネット接続サービス用に当社が借り受けた電気通信回線について故障があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

(自己責任の原則)

第18条 利用者は、本サービスの利用に伴い第三者（国内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、第三者からクレームが通知された場合、当社はこれに一切関与しないものとし、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。利用者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

- 2 当社は、利用者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、利用者に対し当該損害の賠償を請求することができます。

(禁止事項)

第19条 利用者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権またはその他の権利を侵害する行為また侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- (4) アダルトコンテンツ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (5) 無限連鎖講（ネズミ講、マルチ商法）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (6) 本サービスにより利用しうる当社または第三者が提供する情報を改ざんまたは消去する行為
- (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (8) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (9) 第三者に無断で広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または、第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (10) 当社もしくは第三者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (11) 本サービス、本サービスの利用、サービスへのアクセスについてその一部または

全部を商業目的で利用（使用、再生、複製、複写、販売、再販売などの形態の如何を問わず）する行為

- (12) その他法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクをはる行為

2 当社は、利用者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、利用者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。

（利用者の禁止事項による利用の制限、中止・停止）

第 20 条 当社は、利用者による本サービスの利用が次の各号の一にでも該当する場合は、当該利用者に対し、次項に定める措置、または組み合わせた措置を講ずることができるものとします。

- (1) 利用者による本サービスの利用が第 19 条（禁止事項）の各号のいずれかに該当する場合
- (2) 当該利用に関し第三者から当社へのクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合
- (3) 第 13 条（利用料金等）に定める本サービスの利用料金および本サービスに付随する有料付加サービスの利用料金等のその他債務の支払いを怠った場合
- (4) その他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合

2 当社は、前項に該当する場合、当社の選択により次の各号の全部または一部の措置を講ずることができるものとします。

- (1) 禁止行為の即時中止要求
- (2) 第三者との間でクレーム解消のための協議開始要求
- (3) 利用者が表示した情報の削除要
- (4) 当社による事前通知を行わない当該情報の削除
- (5) 利用者の本サービスの制限、または中止・停止

3 当社は、本条第 1 項 (3) に該当し、前項 (5) の措置を受けた利用者が、当該債務の支払いを完了した場合においても、本サービスの制限、または中止・停止の措置を即時解除することを保証するものではなく、措置の解除の実施および措置の解除の時期は、当社の判断に基づき決定するものとします。

4 前項の措置は第 18 条（自己責任の原則）の記載事項を否定するものではなく、前項の規定解釈、運用に際しては自己責任の原則が適用されるものとします。

（本サービスの中止・中断）

第 21 条 当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、本サービスの中止・中断を行うことができるものとします。

- (1) 当社が本サービスの運営上本サービスの正常性が確保できないと判断した場合
- (2) 本サービス用設備もしくは、マンション内設備の保守または工事上やむを得ない場合

- (3) 利用者が本規約記載事項に違反する場合及び違反に該当すると当社が判断した場合
 - (4) 前項記載の項目に該当し当社が利用者に対して書面により期間を定めた改善措置を提出し期間内に改善措置が講じられなかった場合
 - (5) 戦争、暴動、騒乱、労働協議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電、その他の非常事態により本サービスの提供が通常通りできなくなった場合
 - (6) その他当社が本サービス運営上、本サービスの中止・中断を必要と判断した場合
- 2 当社は、前号記載の本サービスの中止・中断を行う場合、予め利用者に対し中止・中断理由を通知することとします。なお緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、本サービスの中止・中断の発生により、利用者または第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

(本サービスの廃止)

- 第 22 条 当社は、本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
- 2 当社は、本サービスの廃止を行う場合、予め利用者に対し廃止の理由を通知することとします。なお緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
 - 3 当社は、本サービスの廃止の発生により、利用者または第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。
 - 4 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに通知します。

(通信の秘密の保護)

- 第 23 条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
- 2 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
 - 3 当社は、利用者が第 16 条（禁止事項）のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

(個人情報等の保護)

- 第 24 条 当社が、利用者から取得する個人情報は、当社プライバシーポリシーに基づき、必要な範囲で取り扱うものとします。

(当社の維持責任)

第 25 条 当社は、本サービス用設備が本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持するものとします。

(利用の制限)

第 26 条 当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、利用者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。

(1) 当社は、本項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係ない情報についても閲覧を制限することがあります。

(2) 当社が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

(3) 本項の規定により利用者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、利用の公平性を確保するため、帯域を継続的かつ大量に占有する通信を所定の方法で検知を行い、通信速度や通信量等を制限することがあります。

(利用者の譲渡)

第 27 条 本規約に基づく一切の権利又は義務の譲渡（実質的に譲渡と同様の効果を有する処分を含む。以下「権利義務」といいます。）は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 本規約に基づく権利義務の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面をもって、当社の指定する方法で請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により本規約に基づく権利義務の承認を求められたときは、本規約に基づく権利義務を譲り受けようとする者について、第 10 条（承諾）の規定に準じて承諾の是非を判断します。

4 本契約に基づく権利の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本サービスに基づく一切の権利義務を承継するものとします。

(情報等の削除等)

第 28 条 当社は、利用者による本サービスの利用が第 16 条（禁止事項）の各号のいずれかに該当する場合、もしくは、当社が本サービスの運営上不適当と判断する場合

には、事前に通知することなく、利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置くことができるものとします。

(損害賠償の制限)

第 29 条 当社の本サービス用設備が、当社の責に帰すべき事由により、利用者が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）に陥った場合、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して 72 時間以上その状態が継続した場合に限り、1 料金月の基本料金の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、利用契約当事者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。但し、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

- 2 本サービス用設備等にかかる電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して利用者が本サービスを利用することが不可能となった場合、利用契約当事者に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し、当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を上限とし、当社は前項に準じて利用契約当事者の損害賠償の請求に応じるものとします。
- 3 利用者設備の故障により利用者が利用不能に陥った場合当社は損害賠償請求には応じません。

(免責)

第 30 条 当社は、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、賠償の責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。
- 3 当社は、利用者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

(本サービス利用にあたっての付則事項)

付則事項

本サービス利用者は、本サービス用設備が本マンションに入居する利用者が共同で利用するものであることを認識し他の利用者に迷惑をかけず良識に基づいた利用を心掛けることとします。

(本規約の制定)

2025 年 10 月 1 日 制定

以上

別表－1 本サービスの種類

種類	サービス内容	提供条件
(1) インターネット接続サービス（通信回線＋構内設備）	当社が、利用者に対して提供する、TCP/IP プロトコル※1 による電気通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款におけるメニュー 5－1 に係る IP 通信網サービスを利用します。 ・利用する通信回線の種別は当社が別に定めるものを利用します。 ・当社は、契約期間中に利用する通信回線の種別を変更することがあります。
(2) マンション向けポータルサービス	当社が、利用者に対して提供する、ホームページを利用した情報提供ツール。	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、契約物件毎に当該契約物件に入居する利用者が利用できる、ホームページによる情報提供ツールを提供します。 ・当社は、契約期間中に本サービスのデザイン、機能等を変更することがあります。 ・利用者が本サービスの利用に当たって遵守する必要のある利用規約については当社が別に定めるものとします。
(3) ヘルプデスクサービス	当社が、電話、Fax もしくは電子メールにより、利用者に対して、本サービスを利用するためのサポートを提供します。	・ヘルプデスクサービスの提供条件については、別表-2 に定めるところによります。
(4) オプションサービス	上記(1)のサービスに付随する付加サービスです。	・各オプションサービスごとに別に定めるところによります。

注：サービス内容はプランによって異なります

※1 TCP/IP プロトコル：Transmission Control Protocol/Internet Protocol の略でインターネット上の通信手順（プロトコル）

別表－２ ヘルプデスクサービス提供条件

受付方法	受付方法は、電話、Fax もしくは電子メールとします。なお、緊急を要する問合せに電子メールを利用する場合には、電子メール送信後に電話連絡を合わせて行い、電子メールの到達確認が必要です。
サービス時間	午前 9 時から午後 9 時とします。
サービス内容	利用者に対して、以下の各号の問合せ受付を実施します。 (1) 本サービスの利用に関するパソコンのセットアップ方法等の各種相談 (2) 本サービスの利用に関するトラブル発生時の相談対応、問診
お客様 ID	サポート時には、利用者のお客様 ID の申告が必要です。申告のない場合にはヘルプデスクサービスが受けられない場合があります。

「インターネット接続サービス」に係るアダプタレンタル利用規約

「インターネット接続サービス」に係るアダプタレンタル利用規約（以下「本規約」という。）は、NTT 西日本株式会社(以下「当社」という。)が提供するインターネット接続サービス(以下「接続サービス」という。)の提供を受けるために必要な、当社指定のインターネット接続用アダプタ(以下「アダプタ」という。)のレンタルについて定めたものです。

(本規約の適用)

第1条 本規約は、当社の接続サービスを受ける者（以下「利用者」という。）に対して、アダプタのレンタルサービスを提供することにおいてこれを適用し、利用者はこれを承認し遵守するものとします。

(本規約の変更)

第2条 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には利用者の利用条件その他規約の内容は、改定後の規約を適用するものとします。

(レンタル申込)

第3条 接続サービスを受けるために必要なアダプタのレンタルを希望する者（以下「申込者」という。）は、本規約を承認していただいた上で当社の指定する方法で当社に対してアダプタレンタル利用契約の契約当事者としてアダプタのレンタル利用を申し込みます。なお、申込者が20歳未満の場合、申込者が利用契約当事者として申し込むことができますが、当社が別途指定する書面により、親権者の同意を得ることが必要となります。

(アダプタのレンタル)

第4条 申込者が前条の方法により申込を行った場合、当社は、利用者に対してアダプタを貸し出します。

2 当社が利用者に貸し出すアダプタは、当社が指定するものとします。また、利用者に貸し出されるアダプタは、第8条（アダプタの故障等）による場合を除き、変更・取替えはできないものとします。

(レンタル料金等)

第5条 アダプタのレンタル利用料金は、当社が物件毎に別途定める「料金表」によるものとし、利用者は当社に対して接続サービスの利用料金と合算したレンタル利用料金を同時に支払うものとします。

2 前項の料金支払いにおける支払い条件等は、接続サービスの利用料金支払いと同一条件とします。

(利用者の義務等)

第6条 利用者は、アダプタを善良なる管理者の注意をもって、維持、管理しなければならないものとします。また、利用者は、次に掲げる各号を行ってはならないものとします。

- (1) アダプタの譲渡、質入れ、転貸、その他の方法によるアダプタの処分
- (2) アダプタの分解、解析、改造、改変等
- (3) アダプタの日本国外への持ち出し

(賠償責任)

第7条 利用者は、アダプタを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、利用者の責に帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(アダプタの故障等)

第8条 利用者に貸し出されたアダプタが故障、破損又は滅失等（以下「故障等」という。）により正常に動作しなくなった場合、当社は当該アダプタを正常なアダプタと取り替えるものとします。この場合、利用者は、故障等の生じたアダプタを当社が指定する場所に当社の費用負担にて送付するものとします。ただし、アダプタの故障等が利用者の責に帰すべき事由によるときは、当社が故障等の原因調査または取替えなどに要した費用は利用者がこれを負担するものとします。

(解約とアダプタの返還)

第9条 インターネット接続サービスの契約が解除された場合、本規約に基づくアダプタレンタル利用契約は同時に解除されるものとします。

2 前項の解約により、アダプタレンタル利用契約が終了した場合には、利用者は、当社が指定する方法でアダプタを当社に返還するものとします。なお、アダプタ返還に要する送料は当社が負担するものとします。ただし、アダプタレンタル利用契約終了後、アダプタの返還が完了するまでの間にアダプタに故障等が発生した場合、当該アダプタの修理費用等は利用者の負担とします。

3 事由の如何を問わず、アダプタレンタル利用契約が終了してから30日以内にアダプタが当社に返還されなかった場合には、利用者は、当社が別に定めるアダプタ買取代金を当社に支払うものとします。

(免責)

第10条 アダプタ引渡し後、アダプタに関して盗難・火災・破損などの事故その他の不可抗力の事由により発生した損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。

(譲渡制限)

第 11 条 利用者がアダプタのレンタルサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができないものとします。

(本規約の制定)

2025 年 10 月 1 日 制定

以上